

# 企業結合規制における 効率性の位置づけ

京都大学大学院法学研究科教授

川濱 昇

大阪大学大学院高等司法研究科准教授

武田邦宣

# 報告の課題と背景事情

# 企業結合規制と効率性

- 積極的に評価する立場が有力
- 1992年水平合併ガイドライン (米)
- 1997年の精緻化 (米)
- 2010年水平合併ガイドライン (米)
- 2004年水平合併ガイドライン (EU)
- 2004年企業結合ガイドライン (日)

- 効率性の考慮
- 「効率性なかりせば違法」を適法とする
- そもそも効率性の向上が反競争効果を上回る場合が少ないからなのか／考慮の範囲を拡大すべきなのか（総余剰基準）
- 「総余剰基準」に親和的な規定を有し、企業結合を効率性で救済したことのあるカナダ

# わが国の現状：問題点の整理

- 「効率性なかりせば違法」を適法にした事例はない
- 「効率性」の位置づけを検討することにより、あり得べき論争点を整理することを目的
- 「効率性」の位置づけから議論を行なう理由
- 反証か抗弁か
- 独禁法の目的論争

# 検討方法

- 外国法の参照
- 米国法
- カナダ法
- EU法
- 日本法：「効率性なかりせば違法」な合併を効率性に基づき合法とするための解釈論

# 予備的作業

# 企業結合規制における違法性基準：反競争効果

- 市場支配力基準の定着：「市場支配力の形成・維持・強化（行使の容易化）」が見込まれるか
- 反競争効果発生ストーリー
  - ①同質財市場における単独行動による市場支配力
  - ②協調的行動による市場支配力
  - ③差別化された市場における単独行動による市場支配力：ユニラテラル効果
- 合併シミュレーションの普及
- 企業結合規制の文言と反競争効果発生形態
- 市場支配力基準の意義



# 概念の整理

- 効率性の定義
- 生産上の効率性と動的効率性
- 死荷重と効率性との比較衡量：総余剰基準＝社会的厚生基準
- 経済的効率性 (**economic efficiency**)

# 米国反トラスト法

# 最高裁判例

- **1960**年代のウォーレンコート
- ブラウンシュュー事件判決 (**1962**)
- **P & G**事件判決 (**1967**)
- 「効率性ゆえの違反 (**efficiency offense**) 」
- **70**年代後半以降の学説の変化

# 効率性評価の2つの類型

- ①市場支配力の形成、維持、強化の判断において効率性を評価する
- ②市場支配力の形成、維持、強化にかかわらず評価する
- 米国判例法における違法推定原則
- 反証か抗弁か

# 厚生基準

## 2つの厚生基準

- 抗弁として理解するとして、どのような厚生基準を採用するか
- **Williamson**の単純モデル
- 「総余剰基準（社会的厚生基準）」
- 「消費者余剰基準（消費者厚生基準）」
- 価格だけに注目する「価格基準」

# 総余剰基準と消費者余剰基準を巡る伝統的議論

- 議論①：企業結合規制が配分的正義の達成手段として適当か
- 競争的価格により商品を購入する「権利」
- 反トラスト法の立法意図は「小規模事業者の保護」
- 議論②：固定費用の削減効果をどのように評価するか
- 消費者余剰基準では多くを無視してしまう

# 総余剰基準と消費者余剰基準を巡る 近年の議論

- 議論①：関係当事者の相互作用を念頭においた厚生基準の選択
- 当事会社と競争当局：情報の非対称
- 当事会社・競争当局・消費者：消費者による意思決定参加の不存在
- **Farrell & Katz**: 「政策レベル」と「エンフォースメントにおける意思決定レベル」との分離
- **Werden**: 「目的」と「規制基準」に分けた厚生基準の選択



# 総余剰基準と消費者余剰基準を巡る 近年の議論

- 議論②：厚生基準への留保
- 競争過程の侵害への注目
- 消費者余剰基準では買手カルテルが合法になるとの批判
- 総余剰基準では競争者排除行為の規制において非効率な競争者の保護につながるとの批判
- 「メリットに基づく競争 (**competition on the merit**)」からの評価
- 企業結合の場合：下位企業同士の合併により上位企業から需要を奪い総余剰が減少する場合
- 厚生基準を持ち出すまでもなく、常に積極的に評価される場合

# ガイドライン・下級審判例

# ガイドラインの展開

- ガイドラインにおいて「個別事件における」抗弁と示されたことはない
- 効率性の積極的考慮について世論が高まった2つの時期
- 1984年ガイドライン：効率性の考慮に間口を拡大、ただし「競争効果」のセクション
- 1997年ガイドライン改正：抗弁ではなく反証
- 合併近代化法案（1986年）

# Areeda & Turner説

- 1986年ガイドラインにおける**Williamson**の関与（**Turner**の補佐）
- 「例外的場合」において「正当化理由」
- **Areeda**との**1980**年の共著
- 競争状況の改善との観点から効率性を評価
- 違法推定に対する「反証」とする
- 管理可能性や予測可能性

# 2010年ガイドライン①

- 「当事会社の競争能力およびインセンティブの改善」の観点から効率性を評価
- 「認識可能な効率性 (**cognizable efficiencies**) 」
- ①客観的に立証する必要：証明が困難
- ②合併に特有 (**merger specific**) 」である必要：企業結合以外のより競争制限的でない手段
- ③反競争的な産出量の削減に伴うものでないこと

## 2010年ガイドライン②

- 「認識可能な効率性」が消費者の潜在的な弊害を抑制するのに十分か否かを検討
- 「合併に特有」：「企業結合後の市場状況」と「企業結合がない場合の市場状況」との比較
- 「企業結合後の市場状況」と「企業結合前の市場状況」との比較：近似ないし市場分析そのものの
- 効率性考慮について方法論からの改善

# 固定費用削減の考慮

- 消費者に対して効率性が短期に均霑されることがなくとも、固定費用の削減効果を積極的に評価する場合があるとする
- 問題解消措置により競争制限効果と分離できない場合には関連市場以外の効率性を考慮する場合があるとする
- 「消費者厚生基準と社会厚生基準のハイブリッド」
- 効率性を競争能力・インセンティブの改善から考慮するとのガイドラインの基本的立場に注意

# 下級審判例

- 多くの事例において立証の困難性を指摘
- **University Health**事件判決（1991年）
- 違法推定に対する反証、競争制限が認定されれば「期待される効率性がどれほど大きなものであれ」抗弁として機能することなし
- **Staples**事件判決（1997年）
- ①内部成長で達成される効率性は考慮の対象外、②均霑率は疑問、③特有性の強調



# 米国法のまとめ

- **2010年ガイドライン**は、当事会社の競争能力・インセンティブの改善という観点から効率性を評価するとする
- 固定費用の削減効果、関連市場外の費用削減効果を例外的に認める
- 抗弁が認められた判例はない
- 目的とルール分離を説く最近の議論

# カナダ法

# カナダ法の特殊性

- 効率性の「抗弁」を明文で認める
- **Superior Propane**事件を巡る活発な議論
- 「効率性なかりせば違法」な事例
- 効率性を競争分析に取り入れる際の問題点

# カナダにおける合併規制の概略

- カナダ競争法の手続
- 「競争を実質的に妨害するか減少させそうな場合」＝市場支配力の形成、維持、強化と同義
- 競争法 96 条：競争審判所が「合併等から生じる競争の妨害もしくは減少の影響を超え、相殺できるだけの効率性における利益を生じた、もしくは生じそうであること、及び当該効率性における利益が当該命令がなされたならば達成できそうにないことを認定した場合」

# 総余剰基準の有力化

- 1986年の法改正で導入された96条
- 効率性の利益とは何か、交易改善の効果（2項）をどのように理解するか
- 競争局長官の合併執行ガイドライン（1991年）
- ヒルズホールディングス事件（1992年）におけるリード裁判官の説示
- 富の移転に対する（消極的）評価

# プロパン事件

# プロパン事件

- カナダにおいてプロパンガスの配給を行なう最大手企業2社の合併
- 16の地理的関連市場において市場シェア95%を超える
- 競争局長官による競争審判所への申し立て



# 第一次・競争審判所決定

- 競争を制限するとの判断
- しかし効率性の抗弁を認め、合併を容認
- **Ward**教授の鑑定意見：**Merger Simulation**による価格引上げ効果の推定
- 効率性の評価：年間2900万ドルの費用削減効果が10年以上継続する
- 競争局長官はガイドラインにおける総余剰基準ではなく、「重みづけ比較衡量基準」（**Townley**教授）を主張
- 競争審判所は総余剰基準を採用：毎年2900万ドルー300万ドル（死荷重）

# 第一次・控訴審判決

- 競争局長官による上訴
- 総余剰基準の否定、競争審判所決定の破棄・差し戻し
- 96条3項の解釈
- カナダ競争法の目的規定
- 明確な比較衡量の基準は提示せず
- 「重みづけ比較衡量基準」に対する評価

## 第二次・競争審判所決定

- 「重みづけ比較衡量基準」の適用
- 生産者余剰の増分と消費者余剰の減少分を重みづけ
- 低所得者からの余剰の移転のみを問題、2倍に評価
- なお合併の害を上回る効率性：合併を容認
- 第二次・控訴審判決による支持

# プロパン事件判決の評価

# なぜこのような基準になったのか？、 基準の意義は？

- 当初有力であった総余剰基準
- 余剰の移転を中立的に評価することへの政治的  
支持の希薄さ
- 96条の妥協的性格、曖昧さ
- 総余剰基準と消費者厚生基準の妥協としての  
「重みづけ比較衡量基準」
- その評価

# プロパン事件での事実認定の問題点

- 問題点①： **Merger Simulation**
- **Merger Simulation**による価格引上げ効果の定量的な推定
- 限界費用の低下をもたらす効率性を組み込むことがなかった
- 問題点②： 死荷重の算定
- **Ross & Winter**による指摘
- 図 2
- 合併前からの市場支配力の見落とし

# 反競争効果と弊害との区別

- 「反競争効果」と「それがもたらす弊害」
- 比較衡量の対象となるのは反競争効果そのものではなく、それがもたらす弊害
- 勘案可能な効率性の拡大
- 96条2項（交易改善効果）の解釈
- 2号：国内市場における外国製品から国産品への転換
- 1号：輸出の実質価値を向上させる効果
- 国内企業の生産者余剰の増加のみを評価、外国市場の消費者は考慮外

# プロパン事件以降の執行方針

- 2004年の合併ガイドライン
- 1991年の総余剰基準を放棄
- 余剰の移転を含めた、効率性と比較すべき弊害の拡大
- 評価方法にかかる詳細な記述



# EU法

# 効率性を巡る紆余曲折

- 合併規則の立法過程
- 「技術的・経済的進歩の発展」への言及
- **AT & T/NCR**事件（1991年）
- **GE/Honeywell**事件（2001年）
- 「効率性ゆえの違反」との批判
- オルドー自由主義の影響か
- 「効率性なかりせば違法」が合法になった事例なし
- **MSG/Media Service**事件（1994年）

## 2004年レジームによる効率性の 「主張」の採用

- 2004年の改正
- 市場支配力基準の明示
- 効率性を積極的に評価することを明示
- 水平合併ガイドライン
- 米国法と似るが、「消費者の利益」の徹底
- 抗弁ではない
- 立証責任は合併当事者に存在

# 日本法の現状と課題

# 現行ガイドラインでの位置づけ

- 2006年企業結合ガイドライン
- 効率性評価の3つの観点
- 「当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断する」
- 「効率性の向上により需要者の厚生が増大する」
- 2つの言及を整合的に理解する解釈論
- 競争促進効果としての効率性
- 合併前の状態を基準とする限りは競争の実質的制限なし

# 消費者厚生基準の限界と利点

- ガイドライン：「効率性なかりせば違法」となる合併を、競争の実質的制限の判断枠組みにおいて合法とする解釈
- **Merger Simulation**や**UPP**における効率性の取り込み可能性
- 関連市場外における効率性の評価
- 固定費用削減の評価
- 総余剰基準の可能性
- 消費者余剰基準における、関連市場外の消費者への便益の考慮
- その課題